

令和5年9月

お客さま各位

瀧野川信用金庫

当金庫の適格請求書（インボイス）発行事業者登録番号のお知らせ

平素は瀧野川信用金庫をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年10月1日より消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。当金庫は以下のとおり適格請求書発行事業者の登録を受けておりますので、お客さまがお支払いいただいた各種手数料に含まれる消費税につきましては、当金庫の交付する適格請求書（インボイス）に基づいて消費税の仕入税額控除を受けることができます。

登録番号	T4011505000678
氏名又は名称	瀧野川信用金庫
登録年月日	令和5年10月1日
本店又は主たる事務所の所在地	東京都北区田端新町3丁目25番2号

なお、上記登録番号は、[国税庁の「インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト」](#)でもご確認いただけます。

また、インボイス制度につきましては、[国税庁の「インボイス制度公表サイト」](#)をご参照ください。

以上